

荻田町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定
 質疑に対する回答

更新日：令和5年4月14日

	質疑項目	質疑内容	回答内容	回答日
1		実施要領に特に記載はありませんが、本業務を受注した際の関連業務（基本設計・実施設計・工事監理業務）への影響は無いと判断して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
2	実施要領 2 (4)	「過去10年以内（平成24年度から令和3年度まで）に、都道府県又は市区町村の公共施設の建設についての基本構想又は基本計画の策定業務を受託した実績があること。」とありますが、受注が平成23年12月、業務完了が平成24年12月の案件の場合は実績に該当するかご教示ください。	お見込みのとおりです。 なお、受注（契約）日又は業務完了日のいずれかが平成24年度から令和3年度までであれば対象となります。	4月6日
3	仕様書 6 (1) ③ 新庁舎建設に関するこれまでの検討内容の整理	「荻田町庁舎整備方針検討業務 建設方法資格検討資料（H30. 2）」をご提示願います。	ご希望の事業者へ本資料の電子データをお送りいたしますので、下記のとおりメールにてご連絡ください。 なお、本資料は、本プロポーザルのみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。また、電子データは情報漏洩のないように適正に保管し、本プロポーザル終了後に廃棄してください。 ○送信先：質疑書の提出先と同じメールアドレス（shisetsukanri@town.kanda.lg.jp） ○件名：庁舎プロポーザル建設方法資格検討資料希望	4月12日

苅田町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定
 質疑に対する回答

更新日：令和5年4月14日

	質疑項目	質疑内容	回答内容	回答日
4	仕様書 6 (1) ⑥ 新庁舎建設地の検討	庁舎建設候補地（現在地を含む3案程度）は、受注者が抽出するとありますが、候補地として可能性のある町有地等及び測量図等敷地形状が分かる資料については、業務の中でご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 法務局に備え付けられている資料については、苅田町が取得して受注者に提示します。	4月12日
5	仕様書 6 (1) ⑦ 他の公共施設との複合化の検討	公共施設個別施設計画に基づき、三原文化会館や歴史資料館との複合化の検討を行うものと考えてよろしいでしょうか。	三原文化会館、歴史資料館だけでなく、他の公共施設についても検討する可能性があると考えております。	4月12日
6	仕様書 6 (4) 庁内及び有識者等の会議の運営支援	庁内会議の開催予定頻度をご提示願います。 また、議会への中間報告は、基本構想及び基本計画で各1回と考えてよろしいでしょうか。	令和5年度に基本構想、令和6年度に基本計画を予定しており、年3回程度を考えております。また、議会向けの中間報告資料作成は各1回を予定しております。	4月12日
7	仕様書 6 (5) パブリックコメントの実施支援	パブリックコメントは基本構想及び基本計画をまとめて1回の実施と考えてよろしいでしょうか。	基本構想、基本計画で各1回を予定しております。	4月12日
8	実施要領 8 (1)	様式8はA4版縦使いでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月12日

菟田町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定
 質疑に対する回答

更新日：令和5年4月14日

	質疑項目	質疑内容	回答内容	回答日
9	実施要領 2 参加資格	今回のプロポーザルへの参加は、単体企業のみではなく、2社以上の共同企業体（JV）での参加も可能でしょうか。	参加は単体企業のみ可能となります。	4月14日
10	実施要領 2（1） 入札参加資格者名簿への 掲載	JVでの参加が可能な場合、構成員代表企業のみ菟田町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は宜しいでしょうか。	参加は単体企業のみ可能となります。	4月14日
11	実施要領 2（1） 入札参加資格者名簿への 掲載	菟田町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合、本業務委託の契約締結日迄に別途書類提出を行うなどで、それに代えていただくことは可能でしょうか。（単体企業、JV共に）	菟田町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、本プロポーザルに参加できません。	4月14日
12	実施要領 6（4） 審査結果の通知	第一次審査の結果の通知では、得点についても通知されるということでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月14日
13	仕様書 6（1）③ 新庁舎建設に関するこれ までの検討内容の整理	「菟田町庁舎整備方針検討業務 建設方法比較検討資料（H30.2）」について借用することは可能でしょうか。	上記3で回答したとおり可能ですが、取扱い等にはご注意ください。	4月14日
14	仕様書 6（5） パブリックコメントの実 施支援	パブリックコメントについて、基本構想及び基本計画の周知及び意見収集とありますが、まとめて1回で行う想定なのか、各年で1回ずつ行う想定なのか、ご教授ください。	上記7で回答のとおり、各年で1回ずつを予定しております。	4月14日

荏田町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定
 質疑に対する回答

更新日：令和5年4月14日

	質疑項目	質疑内容	回答内容	回答日
15	仕様書 6 (4) 庁内及び有識者等の会議 の運営支援	有識者等の会議のメンバーや人数等の構成について、現時点での想定があればご教示ください。	町内の区長連合会、民生委員、商工会議所及び教育委員会等の各種団体から推薦された者や、町民の代表者等による15人以内の構成を想定しています。	4月14日
16	実施要領 10 (1) プレゼンテーションの実 施	プレゼンテーションについて、プレゼンテーション用に企画提案書の内容を要約したスライド等を投影することは可能でしょうか。	可能です。	4月14日
17	実施要領 5 (1) 提出書類及び提出部数 ほか	提出書類について、他団体の例では、副本について商号又は名称を伏せた（マスキング）資料の作成をした事例もありますが、このような対応は不要と理解して宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。	4月14日
18	実施要領 6 (1) 審査方法 ほか	審査委員会は、どのような職位の方で構成されていますでしょうか	審査委員会の構成員の事前公表は行いません。	4月14日

荏田町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定
 質疑に対する回答

更新日：令和5年4月14日

	質疑項目	質疑内容	回答内容	回答日
19	実施要領 7 (4) 注意事項⑥	「企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにする。」旨の記載があります。他団体の例では、情報公開請求がある際には改めて相談し、企業のノウハウに該当する部分についてはマスキングをさせていただく事例があります。そうした公開前の事前相談によってマスキング対応を実施することでも宜しいでしょうか。	提案者からの企画提案書には、実施要領のとおり企業秘密についてご対応ください。その上で、実際に情報公開請求があった場合には、公開前に提案者に企業秘密について確認します。	4月14日
20	実施要領 2 参加資格	本プロポーザルにおいて、共同企業体（JV）での参加は可能でしょうか。	上記9で回答したとおり、参加は単体企業のみ可能となります。	4月14日
21	実施要領 2 参加資格	JVでの参加が可能な場合、JVを構成する企業のうち少なくとも1者以上が「2.参加資格」に示す条件を満たせばよろしいでしょうか。	参加は単体企業のみ可能となります。	4月14日
22	様式 2～6	JVでの参加が可能な場合、様式2～6はJVとして提出すれば良いか、各社個別の提出が必要かご教示ください。	参加は単体企業のみ可能となります。	4月14日